

## 空き家サポート ご利用規約

### 第1条 総則

- 1 「空き家サポート サービス規約」（以下、「本規約」といいます。）は、九州電力株式会社（以下、「当社」といいます。）が実施する「空き家サポート」サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用にあたり、必要となる事項を定めるものです。
- 2 本サービスを申込みされるお客さま（以下、「契約者」といいます。）は本規約に同意したものとみなします。

### 第2条 規約の変更

- 1 当社は、当社都合により、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。
- 2 本条第1項の規定に基づく本規約の変更内容については、インターネット上の当社会員サイト、ホームページその他ウェブサイト（以下、「当社会員サイト等」といいます。）に掲載し、お知らせいたします。

### 第3条 申込の条件

- 1 契約者は、原則として、次の条件をすべて満たす場合に本サービスに申込みいただけるものとします。
  - (1) 現に当社と電気供給契約を締結する個人のお客さまであること。（ただし、離島等供給約款対象エリアのお客さまを除きます。）
  - (2) 当社が指定する当社会員サイト等の会員であること。詳細は当社会員サイト等で定めます。
  - (3) 本条第2項に定めるサービス提供先について、所有権、地上権または賃借権等、当社がサービス提供先に立ち入ることに関して承諾できる権利を有すること。
- 2 契約者は、本サービスの申込みにあたり、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県内に存する建物など（原則として居住用の建物とし、建物または土地が大規模または広範囲にわたると当社が判断した場合を除きます。）を本サービスの提供先（以下、「サービス提供先」といいます。）として指定することができます。ただし、離島等一部地域や山間僻地など、現地の特定期や訪問が困難な場合においてはサービス提供先として指定いただけないことがあります。

### 第4条 サービス内容

- 1 当社対応員または当社が業務委託する委託会社の対応員（以下「対応員」といいます。）が、本サービス提供日にサービス提供先を訪問し、次のサービスを提供します。なお、サービスの提供時間は、サービス提供先で次の1号から3号のサービス提供を開始した時点から20分間を上限とします。なお、1号から3号の対応の順序については指定されません。
  - (1) 郵便受けの確認

郵便物が溜まっていないかなど、郵便受けの状況を確認し、写真撮影します。ただし、郵便受けが取り付けられており、かつ訪問時に目視で確認が出来る場合及び範囲に限ります。

(2) 目視点検

窓割れや落書きの有無、雑草の繁茂や樹木の越境状況、不法投棄の有無など、目視で確認可能な範囲で状況を確認し、写真撮影します。

(3) 簡易清掃

空き缶やペットボトルなど、簡易なゴミ拾いを対応可能な範囲で実施します。ただし、落ち葉等の自然物、粗大ゴミ等の当社で回収できないものや処分に費用を要するもの、および当社でゴミかどうかの判断が出来ないものは回収しません。

(4) 前各号の内容を契約者へ原則としてメールの送信または当社会員サイト等に掲載する方法で報告します。詳細は当社会員サイト等にて定めます。

2 本サービスの提供日は、契約者と当社とで協議のうえ決定します。サービスの提供開始時刻は9時から15時までとし、訪問時間の指定はできません。なお、土日祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日においてはサービスの提供を行いません。

3 契約者は、対応員が天候、交通状況、又はその他やむをえない事情により、事前に定めたサービス提供日にサービス提供ができない場合があることを了承するものとします。

4 契約者はサービスを提供する対応員を指定できません。

5 当社は、次の各号に該当する場合であってもサービスの提供が完了したものとします。継続してサービスの提供を希望される場合は、再度サービスを申込みいただいたうえで、改めてサービス料金を申し受けた後に、サービス提供いたします。

(1) 本条第1項第1号から第3号について、サービス提供開始から20分間を超えて、対応が完了しなかった場合

(2) 本条第1項第4号に定める報告を当社所定の方式で行った場合において、契約者都合により報告が完了しなかった場合

(3) サービス提供先に訪問した場合において、門の施錠、悪路、犬・蜂・蛇等の存在、およびその他当社の責めに帰さない理由により本条第1項から第3項に定めるサービスが提供できなかった場合

(4) 第8条に定める申込内容・サービス提供日時の変更について、契約者から当社への連絡が遅延したことを理由に、変更前の内容・日時において、本条第1項から第3項に定めるサービスの提供を行った場合、またはサービス提供先に訪問したが、当社の責めに帰さない理由により本条第1項から第3項に定めるサービスが提供できなかった場合

6 当社は、本サービスについて、警備その他に関する一切の専門資格を有さない一般人としてのサービスを提供するものであり、本サービスは、第3条第2項に定めるサービス提供先の建物に係る管理、保全、修繕、危害の防止等を目的とし及び保証するものではありません。

7 当社は、本条に記載するサービス以外の作業や管理を行う義務及び責任を負いません。

## 第5条 契約申込及び承諾

- 1 本サービスの契約は、契約者が当社所定の方式で本サービスに申込み、当社がこれを承諾したときに成立いたします。詳細は当社会員サイト等にて定めます。
- 2 当社は、契約者の申込内容を確認の上、当社所定の方法により契約を承諾し、サービスを提供します。承諾方法の詳細は当社会員サイト等にて定めます。
- 3 契約者は、本サービスの提供に関して当社又は委託会社と第三者との間でトラブルが生じた場合は、契約者の責任においてこれを解決するとともに、第三者とのトラブルに関して当社又は委託会社が損害を被ったときには、これを賠償するものとします。ただし、当該トラブルが当社又は委託会社の責めとすべき事由による場合には、この限りではありません。
- 4 当社が、次の各号に該当する事由があると判断した場合は、契約の申込をお断りし、本サービスの提供を行いません。
  - (1) サービス提供先の建物が大規模である場合、土地が広範囲である場合、または離島等一部地域や山間僻地など、第3条第2項に定めるサービス提供先として指定いただけない場合に該当するとき
  - (2) 契約者が暴力団等反社会的勢力に該当するとき
  - (3) サービスの利用料金が当社所定の期日までに支払われないとき
  - (4) その他、当社が円滑なサービス提供を出来ないおそれがあるとき

## 第6条 利用料金及び利用料金の支払

- 1 本サービスの利用料金は1回2,000円(税込)とします。
- 2 本サービス契約者は、当該利用料金をサービス提供前に当社所定の方法により当社へお支払いいただきます。お支払い方法の詳細は当社会員サイト等にて定めます。

## 第7条 サービス提供日

- 1 第4条第2項に基づき決定したサービス提供日に先立って、利用料金が入金されない場合には、あらためて契約者と料金入金日以降に協議し、サービス提供日について決定します。
- 2 当社が自らの事情により、前項で決定したサービス提供日において、本サービスの提供が出来ない場合又はそのおそれがある場合、契約者に事前に通知(天災地変、その他不可抗力事由などに起因して、緊急やむをえない場合を除きます)のうえ、サービス提供日は再度協議のうえ決定します。なお、その協議が調わない場合には、当社は、契約者に対して、利用料金を当社所定の方法により返金します。

## 第8条 申込内容、サービス提供日時の変更

- 1 契約者は、申込内容に変更が生じた時は、速やかに当社に申し出るものとします。
- 2 契約者は、契約者都合等により、第4条第2項に基づき決定したサービス提供日においてサービスの提供が受けられない場合、当社所定の方法により、当社へ提供日の変更の申し出を行うことが出来ます。変更後の提供日については、お客さまと当社の協議により定めます。詳細な手続きは当社会員サイト等にて定めます。

- 3 契約者は、前項の変更の申し出を、従来のサービス提供日又は変更後のサービス提供希望日のうち、いずれか早い方の日付の3営業日（当社における営業日とし、以下同様とします。）前までに行うものとします。

## 第9条 解約（キャンセル）

- 1 契約者は、本サービスを解約（キャンセル）する場合、第4条第2項に基づき決定したサービス提供日（第8条第2項に基づきサービス提供日時の変更を行った場合には変更後のサービス提供日）の3営業日前までに当社に申し出るものとします。当社が契約者の申し出を承諾した場合、解約が成立します。詳細な手続き等は当社会員サイト等にて定めます。
- 2 当社は、契約者からの前項に定める申し出により料金入金日以降に解約（キャンセル）となった場合には、料金は当社所定の方法により返金します。

## 第10条 強制解除

当社は、次の各号に該当した場合は、契約者の意向にかかわらず、契約者に事前に催告したうえで本サービスを解除することが出来ます。ただし、第2号に該当する場合には事前の催告は行いません。

- (1) 申込内容に虚偽があったこと、又は契約者において本規約に違反したことが判明したとき
- (2) 契約者が、暴力団等反社会的勢力であると判明したとき、暴力・脅迫等手段を問わず当社社員又は対応員に何らかの危害もしくはそのおそれを生じさせたとき、又は当社に不当な要求をしたとき
- (3) その他、当社が円滑なサービスを提供できないおそれがあると判断したとき

## 第11条 サービス提供の終了

- 1 当社は当社都合により、事前に通知することなく本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項において、サービスの提供を終了する時点で、契約者において利用料金の入金が済んでいない場合は、当社は、サービスの利用料金をいただきず、及びサービスの提供も行いません。なお、サービスの提供を終了する時点で、契約者において既に利用料金の入金が済んでいる場合は、当社は、当社所定の方法により契約者へ利用料金を返金し、サービスの提供を行いません。

## 第12条 免責

当社は次の各号に該当した場合は、当社の故意または過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社が責任を負う場合であっても、当社に故意または重過失がない限り、お客さまに通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません）に限って、責任を負うものとします。

- (1) 天災地変、その他不可抗力事由に起因して本サービスの提供が中断された場合
- (2) 第5条第4項に基づきサービスの提供を行わなかった場合

- (3) 第7条第2項に基づきサービスの提供を停止した場合
- (4) 第8条第1項に定める申出の遅延等に起因して本サービスの提供ができなかった場合
- (5) 第10条に基づき本サービスの強制解除を行った場合
- (6) 第11条に基づき本サービスの提供を終了した場合

#### 第13条 準拠法等

本規約の解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第14条 合意管轄

本規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令及び商習慣に従うほか、協議により誠意をもって解決するものとします。契約者と当社との間で本サービス又は本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、福岡高等裁判所管内の地方裁判所または簡易裁判所（ただし、沖縄県内の裁判所は除きます）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上